

『源氏物語』邸宅の伝領と「家」意識

吉村悠子

一、はじめに

邸宅の所有や伝領には様々な状況が想定される。邸宅を所有する為には本人の相続や買収、または他者からの献上や贈与等が考えられる。

例えば、一条天皇の里内裏として使用された一条院（注1）を東三条院詮子が所有した経緯について、『権記』や『栄花物語』等に記述がある。『権記』には長徳四年十月二十九日条に一条院についての注記があり、それには受領の佐伯公行が家主の姫君から八千石で一条院を買ったことが注されており、東三条院詮子が遷御した一条院は献上されたものであることがわかる。『栄花物語』では一条院について巻第四に「かくて一条の太政大臣の家をば女院領せさせたまひて、いみじう造らせたまひて、帝の後院に思しめすなるべし」（①二〇〇頁）とあり、詮子が所有した邸宅は以前は為光の邸であったことが語られている。また、「一条殿、いみじうなべての所のさまな

らず、いかめしう猛に思し掟てたりつれば、一所うせさせたまひぬれば、いとおはしましにくげに荒れもていくも心苦しう。この寝殿の上の御処分にてぞありける。」（①一九一頁）ともあり、為光女が為光から邸宅を相続したことも語られていた。つまり、一条院は為光から為光女へと伝領され、為光女から佐伯公行が買取り、佐伯公行が東三条院詮子に献上したのであり、伝領、売却、購入、献上という経緯をたどり詮子のもとへ渡ったのである。そして、それが後に一条天皇の里内裏として用いられ、以後も使用されることになった一条院なのである。

邸宅を所有する為にはこのように伝領以外にも方法があるため、必ずしも邸宅の伝領と「家」の継承が同義とはいえないが、「小野宮」が実頼から実資へと伝えられたように、住居としての邸宅と「家」の意識が重なると思われる例（注2）もあり、人が住む邸宅としての家と、集団意識としての「家」の意識は切り離して考えるべきもので

はない。『源氏物語』における邸宅の所有、伝領から「家」意識について考えていきたい。

二、六条院の伝領と所有

大殿、静かなる御住まひを、同じくは広く見どころありて、ここかしこにておぼつかなき山里人などをも集へ住ませんの御心にて、六条京極のわたりに、中宮の御旧き宮のほとりを、四町を占めて造らせたまふ。…(中略)…八月にぞ、六条院造りはてて渡りたまふ。未申の町は、中宮の御旧宮なれば、やがておはしますべし。辰巳は、殿のおはすべき町なり。丑寅は、東の院に住みたまふ対の御方、戌亥の町は、明石の御方と思しおきてさせたまへり。

(少女③七六―八頁)

少女巻において光源氏は四町に渡る六条院を建造する。この六条院造営の場面で伝領が推定できるのは六条御息所から秋好中宮に伝えられた西の町のみである。他の町については光源氏又は光源氏周辺の人物の所有に至る経緯が語られていない。どのような経緯で光源氏が六条院の四町を獲得したかについては不明であり、それは物語のその他の記述から推測するしかないのである。

増田繁夫氏は「源氏物語の結婚と屋敷の伝領」¹⁾において

て、六条院南の町は紫の上の祖母尼君が住んでいた邸であり、紫の上がそれを伝領したと考察する。また、紫の上を引き取った時点で南の町を光源氏が伝領したと増田氏は述べているが、六条御息所が居住していた邸宅と紫の上の祖母尼君が住んでいた邸が隣同士だと考えられる記述は本文中にない。尼君が住んでいた邸、つまり故按察大納言邸の位置に関しては、「おはする所は六条京極わたりにて、内裏よりなれば、すこしほど遠き心地するに、荒れたる家の、木立いとの古りて、木暗う見えたるあり。例の御供に離れぬ惟光なむ、『故按察大納言の家にはべり。』」(若紫①二三五頁)と語られるのみであり、光源氏が六条京極周辺に通う途中にある家ということしか読み取れない。紫の上を故按察大納言邸から二条院に迎えた場面では「二条院は近ければ、まだ明うもならぬほどにおはして」(若紫①二五五頁)ともあるため、六条京極よりも二条院に近い位置に邸があつたとも考えられる。紫の上が祖母、あるいは祖父から邸宅を伝領することとは肯じて、それが六条御息所の居住した邸宅の隣であり、六条院南の町であるとは考え難い。紫の上が「私の殿」と思う邸宅が六条院南の町ではなく二条院であることから、南の町を紫の上が伝領した邸宅とは考えられないのである。

高橋和夫氏は「源氏物語に見られる邸宅とその伝領について―二条院と六条院」において、北の町を光源氏所
有か明石の君所有か推定できる記事がないとしながらも、状況証拠から明石の君の所有だと考察する。高橋氏は、明石一族が光源氏に対して明石の邸や大堰の邸などで通い婚の形式をとらせ、対等の地位を確保する姿勢を貫いていること、また明石尼君もこの北の町に暮らしており、夫方提供の邸に妻の親は普通は住まないことから明石の君の所有だと論じている。しかし、稀ではあるが夫名義の邸に妻の親が住むことも史実にはあり、また大堰の邸に関しては祖父の中務宮から伝わったという伝領経緯を明らかにした上で明石尼君の所有であると語るわけだから、北の町を明石の君が伝領した邸宅であると捉えるには更に確かな根拠が必要とされる。

むしろ、六条院の隣あった四町が全て光源氏又は光源氏に關係する人物が元來伝領していたものと考えることの方に無理がある。史実や他の物語を鑑みれば、光源氏が六条院の建造を考えた時に、秋好中宮の邸以外は購入したか献上されて所有したと考えるのが適當だろう。

『うつほ物語』では「真言院の律師は、家など買ひて、渡りたまひねと、叔母おとどを聞こえたまひしかど」(蔵閣下②五九七頁)とあるように、忠こそが叔母を引き取る

ために邸を必要とし、その必要に応じて家を購入したことが語られている。また、『落窪物語』では「落窪の君の母の死ぬとて、かの子に取らせ置きしを、我も忘れて乞ひ取らざりしほどに、かくうせにたるぞ。何か、それが売りたるを買ひて、かくしたるぞ。いみじう人笑はれるわざかな。おはやけに申すとも、この殿の御世なれば、誰か定めむとする。」(二二八頁)とあり、三条邸の所有争いにおいて、道頼が地券を持つことを知った中納言忠頼は、落窪の君が地券を売り、それを道頼が買い取ったのだと思っている。『源氏物語』においても、売買は成り立たなかつたが、末摘花が生活の窮乏のために、受領の求めに応じて邸を売るように女房達から勧められていた。このように邸宅の売買は『うつほ物語』にも『落窪物語』にも、そして『源氏物語』においても当然のこととして描かれている。光源氏が六条院を造るために秋好中宮の邸周辺の土地、邸宅を購入することは十分有り得ることなのである。

右大将、三条殿に、あののたまひし家の券奉りたまへり。おとどに申したまふ。「仰せられし家奉りはべり。申すやう、『賜はれる国は、家ばかりは造りはべりぬべし。これは、かく小さく口惜しきところなれど、これをと仰せらるればなむ』。やがてうち

の具、具して奉りはべるめり。目録」とて、その書奉りたまふ。…(中略)…おとど、「この代はりに」との家は、いかがものする。さるべくは、春ものせむ」。大将、「さうに賜はらじ」と申しはべり。「いかばかりのつたなき者と御覽ぜられたれば、かう仰せらるるらむ」となむ、はばかりかしこまりはべる」と申したまひて、
(蔵開下②五八七〜八頁)

また、『うつほ物語』において、兼雅が俊蔭娘と共に住む三条殿の近くに、式部卿宮の中の君を迎えるための邸として近江守の家を欲した時には、まず近江守を家司とする仲忠にその望みを告げ、近江守の家と、二条院の東に兼雅が所有する家を交換することを提案し、その仲立ちを依頼している。近江守は、仲忠の強い推薦により、近江守に任せられるなど仲忠の恩顧を受けているため、傍線部にあるように家の交換を了承するという形ではなく、無償で兼雅が所望した家と家財道具一式を献上している。そして、近江守から献上された邸宅や家財道具を仲忠がそのまま兼雅に進呈した。兼雅、仲忠というような時の権力者が何かを所望した時には、配下の者やその恩顧を望む者は進んで献上するという実態がここから窺える。

この『うつほ物語』の例や、冒頭で挙げた『権記』の

一条院の例からも、権力者が邸宅を欲した時にはどのような経緯にしる、その望みが叶えられていたことがわかる。『落窪物語』においても、中納言が二年かけて建造した三条邸を、権力者である道頼が、地券が所有の根拠にあるとはいえ強引に占領した時に、中納言は邸を取り戻そうと努力はするが、道頼やその父大臣の権力の前には無力でしかなく、最終的にはあきらめてしまう。中納言が三条邸を建造している時には誰かに妨げられることもなく特に問題も起きなかった。しかし中納言より勢力のある道頼によつて三条殿を占拠されたゆえに、中納言は苦境に立たされた。中納言という、ある程度権力のある者であっても、更に権力を持つ者には目的を妨げられてしまうこともあるのである。つまり、望みどおりに邸宅の所有、造営が叶ったのだとしたら、それはその人物が誰かに妨げられることのない権力者であるということを表すのである。

兼雅の例のように献上されたか、忠こそ例のように買い取ったのかは不明であるが、どちらにしる光源氏が望んだ結果として六条院の四町を所有することができたのであり、光源氏が権力がなければ四町を占める六条院を造ることは叶わなかったのである。六条院については様々な角度から研究が進められているが、邸宅の伝領や

所有という観点からまず考えるべきは、四町を占める六条院が成ったという事実が表す光源氏の権力の絶大さなのである。

三、六条院の伝領と所有の推移

邸宅の伝領や所有に関しては、語られない伝領や描かれなくなった邸よりも、伝領や所有が明らかにされている場合の意味をより深く考える必要がある。光源氏の権力によって造営された六条院は、光源氏の子孫の世代には全てを占有する人物が表れず、分配されてそれぞれの所有になった。

女一の宮は、六条院南の町の東の対を、その世の御しつらひあらためずおはしまして、朝夕に恋ひしのびきこえたまふ。二の宮も、同じ殿の寢殿を時々御休み所にしたまひて、梅壺を御曹司にしたまひて、右の大殿の中姫君を得たてまつりたまへり。

(匂兵部卿⑤一八頁)

匂兵部卿卷の時点では、南の町は明石中宮が内裏から退出する里邸であり、傍線部にあるように東の対には女一の宮が住み、二の宮が寢殿を時々使うことが語られている。南の町は明石中宮をはじめとした明石中宮の子ども達によって使用されており、明石中宮側の所有といえ

る。それは、「二条院とて造り磨き、六条院の春の殿とて世にののしりし玉の台も、ただ一人の末のためなりけり」と見えて、明石の御方は、あまたの宮たちの御後見をしつつ、あつかひきこえたまへり。」(匂兵部卿⑤二〇頁)と二条院と六条院の南の町が明石の君の子孫の為にあると語られていることから裏付けられる。また、ここでは六条院全体ではなく「春の殿」と南の町に限定されており、他の町が明石中宮やその子供達の所有とは限らないことが示唆されている。

丑寅の町に、か的一条宮を渡したてまつりたまひてなむ、三条殿と、夜ごとに十五日づつ、うるはしう通ひ住みたまひける。

(匂兵部卿⑤二〇頁)

典侍腹の六の君とか、いとすぐれてをかしげに、心ばへなども足らひて生ひ出でたまふを、世のおぼえのおとしめざまなるべきしもかくあたらしきを心苦しう思して、一条宮の、さるあつかひぐさ持たまへらでさうざうしきに、迎へとりて奉りたまへり。

(匂兵部卿⑤三二頁)

花散里の住んでいた東の町には、匂兵部卿卷の時点では夕霧が落葉宮を住まわせており、そこに六の君を養女として迎えさせている。夕霧の妻子が住み、夕霧が通う場所であることから、夕霧側の所有になっていると考え

られる。匂宮と六の君の結婚の後に、「軽らかなる御身ならねば、思すままに昼のほどなどもえ出でたまはねば、やがて、同じ南の町に、年ごろありしやうにおはしまして、暮るれば、また、えひき避きても渡りたまはずなどして」(宿木⑤四二二頁)とあるように、匂宮が南の町に滞在し、日が暮れると東の町に住む六の君のもとへと通っていたことから、南の町と東の町は別の所有、別の経営によつて成り立っていたと思われる。北の町と西の町については語られていないが、西の町は秋好中宮が生存している以上は秋好中宮の所有のままと推定でき、明石の君の生死は不明であるが、北の町は何らかの形で明石中宮側に受け継がれていく可能性が高いだろう。

光源氏の子どもの代では、明石中宮は南の町を、夕霧は東の町を使用するなど、それぞれに六条院に関わりを持つが、一人で六条院を占めることはなかった。六条院は光源氏の存在と権力があつたからこそ成り立っていた「家」なのである。子どもの時代に六条院全てを営む人物がいけないということは、邸宅と「家」意識の関連を考えると、光源氏の「家」の全てを受け継ぐ人物が存在しないということを表している。明石中宮は明石一族の影響を、夕霧は頭中将家の影響を受けるなど、光源氏の子ども達は母方の影響が色濃い人物として描かれてい

たこともあり、子ども達の誰かが光源氏に代わり六条院全てを受け継ぐということにはならなかったのである。

四、明石の邸宅

この家をば寺になし、あたりの田などやうのものはみなその寺のことにしおきて、この国の奥の郡に人も通ひがたく深き山あるを年ごろも占めおきながら、あしこに籠りなむ後また人には見え知らるべきにもあらずと思ひて、ただすこしのおぼつかなきこと残りければ、今まで長らへけるを、今は、さりともと、仏神を頼み申してなむ移ろひける。

(若菜上④一二二頁)

年ごろ、行ひの隙々に寄り臥しながら掻き鳴らしたまひし琴の御琴、琵琶とり寄せたまひて、かい調べたまひつつ、仏に罷申ししたまひてなむ、御堂に施入したまひし。さらぬ物どもも、多くは奉りたまひて、その残りをなむ、御弟子ども六十余人なむ、親しきかぎりさぶらひける、ほどにつけてみな処分したまひて、なほし残りをなむ、京の御料とて送りたてまつりたまへる。今はとてかき籠り、さる遙けき山の雲霞にまじりたまひにし、(若菜上④一一七頁)

明石一族に関わる邸については、六条院の他に明石の

地にある邸宅と大堰の邸がある。明石にある邸には、明石の君達の上京後には明石入道が一人残つて居住していたが、明石女御の皇子出産を知った明石入道が「この家をば寺になし」とあるように、家を寺にしよう。そして、明石の邸もその周囲の土地も寺の所有となり子孫に伝領されることはない。明石入道は明石の家の痕跡を消すことを望むのか、邸だけではなく主な財産も寺に奉納し、弟子に分配して処分する。ここでの「家を寺になす」ことは明石入道が姿を消してしまふことからも、「家」の消滅を表すかのである。

昔、母君の御祖父、中務宮と聞こえけるが領じたまひける所、大堰川のわたりにありけるを、その御後はかばかしく相継ぐ人もなくて、年ごろ荒れまどふを思ひ出でて…(中略)…みづから領する所にはべらねど、また知り伝へたまふ人もなければ、かごかなるならひにて、年ごろ隠ろへはべりつるなり。御庄の田、畠などいふことのいたづらに荒れはべりしかば、故民部大輔の君に申し賜りて、さるべき物など奉りてなん領じ作りはべる…(中略)…券などはここになむあれど、すべて世の中を棄てたる身に、年ごろともかくも尋ね知らぬを、

(松風②三九八〜四〇〇頁)

明石の君達が上京してからの数年を過ぎた大堰の邸に關しては、傍線部にあるように明石尼君が祖父の中務宮から受け継いだものであり、地券を所有することを明示している。明石の君達が上京する際には既に、皇族に連なる尼君の血筋を強調して、明石入道側に連なる要素を極力排除していたのである。

また、寺を建立するということは、『大鏡』や『栄花物語』においては、後に一門の菩提寺となる、「家」の象徴としての寺を建立することが主だった。住んでいた邸宅を寺にしたという場合でも、『栄花物語』巻第三に「これこそはかぎりの御事なれと思し騒がせたまひて、二条院をばやがて寺になさせたまひつ。もし平らかにもおこたらせたまはば、そこにおはしますべきなり。殿の内いみじう思しまどふに、なほさらにおこたらせたまはず。」(①一七二頁)とあるように、藤原兼家は病気が回復に向つた時にはその寺に住むつもりで住居である邸宅を寺にしたのであり、それが後に一門の寺として尊重される法興院であった。法興院の前身である二条院は『栄花物語』巻第三に「かくて大殿、十五の宮の住ませたまひし二条院をいみじう造らせたまひて、もとより世におもしろき所を、御心のゆくかぎり造りみがかせたまへば、」(①一六三頁)、「摂政殿、二条院にて大饗せさせたまふ。」(①

一六七頁)とあるように、元来は兼家が造らせ、使用していた邸宅であり、それが病気の為に急邊寺に成されたのである。本来は、邸宅であつても寺であつても、使用することを前提として建てられるものだった。

しかし、明石入道が長年居住していた家を寺にしたことは、それらとは異なる位相にある。明石入道の場合には、まず明石入道自身がその寺に住まず、奥山に姿を消す。その明石にある寺を明石一族の象徴として参るべき菩提寺にしたわけでもない。ここで明石入道が家を寺にしたことは、明石の「家」の終焉を表しているのである。邸宅としての家と「家」意識が重なり合っているのである。明石一族が「家」という存在として存続することがなくなつたことを象徴しているのである。^(注10)

五、頭中将家の邸宅と「家」の変遷

頭中将が関わる邸としては、まず左大臣や大宮が住み、頭中将が生まれ育つた三条殿があるが、この三条殿は頭中将ではなく夕霧が伝えている。^(注11)次に、妻四の君の実家である右大臣邸の「二条殿」、それから弘徽殿女御の里邸であり、頭中将が妻子と共に住み、雲居雁も時折里帰りをする邸宅である「二条殿」、この二つの「二条殿」と通称される邸宅がある。

今とはとて、女御、更衣たちなど、おのがじし別れたまふも、あはれなることなむ多かりける。尚侍の君は、故后の宮のおはしましし二条宮にぞ住みたまふ。

(若菜上④七六頁)

かたみにおほろけならぬ御みじろきなれば、あはれも少なからず。東の対なりけり。…(中略)…夜いたく更けゆく。玉藻に遊ぶ鴛鴦の声々など、あはれに聞こえて、しめじめと人目少なき宮の内のありさまも、さも移りゆく世かなと思しつづくるに、平中がまねならねど、まことに涙もろになむ。

(若菜上④八〇一頁)

一例目は朱雀院が出家し女御更衣たちもそれぞれの里へ帰る場面であり、朧月夜が里邸の「二条宮」に帰ることが語られている。朧月夜の里邸に関しては、賢木巻において朧月夜が里邸で過ごす場面で「后の宮も一所におはするころなれば、」(②一四三〜四頁)と語られており、弘徽殿太后と同じく右大臣邸に住んでいたことがわかる。若菜上巻のこの「二条宮」も「故后の宮」、つまり弘徽殿太后の住んでいた邸とあることから、賢木巻と同じ右大臣邸であることが明らかである。二例目は光源氏と朧月夜の再会の場面であり、傍線部にはこの邸が昔は右大臣邸として右大臣及び弘徽殿太后が権勢を握ってい

た頃は賑わっていたことが語られている。その後も隼月夜は「二条の尚侍の君」などと呼ばれており、二条宮に居住していた。

そして、これらの記述からは隼月夜が住む「二条宮」に頭中将夫妻が同居している様子は全く窺えない。「二条宮」が現在人は人が少ないと語られていることから、権勢家である頭中将の住む邸と同一であるとは考えられない。光源氏が隼月夜を訪問した時の描写にも頭中将を意識したところは全くなく、隼月夜の住む「二条宮」と頭中将の邸は別の邸宅であると考えられる。坂本和子氏は『源氏物語』に於ける家と系譜（注12）において、頭中将が右大臣家を継承し、右大臣邸に住むことを論じているが、若葉上巻に描かれた隼月夜の住む邸宅が右大臣邸であることから、頭中将に右大臣邸が受け継がれたとは考えられない。右大臣邸と頭中将邸は別の邸宅であり、右大臣邸であった二条宮は隼月夜に受け継がれたのである。頭中将は別の邸宅を所有して居住するのであり、現在通称で「二条殿」と呼ばれる邸は二つ存在するのである。

「二条殿」と呼ばれる邸宅が二つあることは別に不思議ではない。例えば、物語の本文中で「三条宮」と呼称される邸は藤壺の里邸、大宮居住時の左大臣邸、女三の宮と薫の住む邸宅の三つがある。藤壺の里邸と左大臣邸

は同時期に存在しており、また旧左大臣邸である三条殿と女三の宮と薫の住む三条宮は同時期に存在している。同時期に同じ呼称で呼ぶことは避けられているが、時が異なれば同じ呼称を持った別の邸は存在しており、邸宅の呼称は流動的なものである。このように同じ呼称を持った違う邸は存在し得るのであり、同じ二条に邸宅があるため混同しやすいが、右大臣邸と頭中将邸は別の邸宅なのである。

また、高橋和夫氏は前掲論文で「二条殿は、これは桐壺巻の右大臣邸で、ここに頭中将が婿入りし、真木柱巻で二条大臣と呼ばれている。おそらくこの邸は二条にあったのだろう。」と述べている。頭中将が四の君のもとにあまり通わないことについて「右大臣のいたりはりかしづきたまふ住み処は、この君もいともうくして」（帚木①五四頁）ともあるので、結婚の当初、頭中将が右大臣邸である「二条殿」に通った事実はあるのだろう。しかし、中納言昇進に伴い三条殿に転居した夕霧のように、頭中将が出世した時点で新たに邸宅を構えたと考えるのが適当である。

真木柱巻で「二条の大臣」と呼ばれた時点では頭中将は右大臣邸とは別の邸に居住していた。その邸宅が二条にある為に「二条の大臣」と呼称されたのであり、右大

臣邸と「二条の大臣」という頭中将の呼称とは関わりがないのである。

「なかさしもあらむ。この家にさる筋の人出でものしたまはでやむやうあらじと故大臣の思ひたまひて、女御の御事をも、みたちいそぎたまひしものを、おはせましかば、かくもてひがむることもなからまし」など、

(少女③三六頁)

これは、大宮と頭中将の対話であり、「この家」は大宮の発言の中にあり、当家又は我が家という意味で使われている。左大臣が弘徽殿女御の立后を願って入内させたことに「この家」と「家」意識を持った発言をしていることから、この時点で頭中将が右大臣邸に住んでいるとは考え難い。またこの場面からは、「この家」の構成員から后が出てないことも明らかであり、弘徽殿大后という后が含まれる右大臣家を頭中将が継いだということもありえないのである。

頭中将の住む「二条殿」は左大臣邸でも右大臣邸でもなかった。伝領が不明であり、頭中将が新たに造営した邸と考えられる。頭中将が左大臣邸でも右大臣邸でもない邸宅を所有し居住したことは、左大臣家を継ぐわけでも右大臣家を継ぐわけでもないことを表している。更に言えば、頭中将が新たな邸宅を造営することに、左大臣

家でも右大臣家でもない家、「頭中将家」という新たな「家」の創設が象徴されているのである。

六、終わりに ― 邸宅の伝領と「家」意識 ―

邸宅の伝領や所有に関しては、相続以外にも購入や献上が考えられるため一概には言えないが、『源氏物語』において邸宅の所有や伝領と「家」意識が関わることもある。史実や他の物語からは望み通りに邸宅を所有するためには権力が必要であることが窺え、四町を占める六条院の造営には光源氏の絶大な権力が表れていた。六条院全てを占有する子孫がおらず分割相続されるのは、子ども達には母方の影響の方が強く、光源氏の全てを受け継ぐ人物が存在しないからであった。六条院は光源氏の存在ゆえに成り立っていたのである。また、明石入道が家を寺にすることに「家」の終焉が窺え、頭中将の「二条殿」が左大臣邸でも右大臣邸でもないところに、頭中将家という新たな「家」の創設が象徴されていた。居住する邸宅としての家と「家」意識は密接な関わりを持っており、『源氏物語』において「家」を考える時には居住状況や邸宅の変遷も併せて考えることが必要なのである。

(1) 『拾芥抄』の一条院の項目には「一条南大宮東二町、謙徳公家、又為法住寺大臣為光家也」とあり、一条院が以前は為光の邸宅であったことが記されている。一条院については太田静六「一条・後一条両天皇の一条院内裏」(『寝殿造の研究』一九八七年、吉川弘文館)、加納重文「邸宅と日記 一条院」(『古記録と日記下』一九九三年、思文閣出版)などの論もある。

(2) 『権記』長徳四年十月二九日条に、「此夜遷御一条院」と東三条院詮子が遷御した一条院について「依家主姫君沽却、(佐伯)公行朝臣所買進也、直八千石云々」と注されており、受領の佐伯公行が家主の姫君である為光の女から買い取り、その後詮子に献上したことがわかる。

(3) 小野宮は実資が養父実頼から伝領した邸宅である。太田静六「右大臣藤原実資の邸宅・小野宮」(『寝殿造の研究』一九八七年、吉川弘文館)によれば、実資は小野宮を建て直す時に、邸を大きく造りかえることもなく実頼時代の邸と同じ形式のままにしたという。有職故実においても実資は実頼を尊重しており、後に小野宮流と呼ばれる学問の家を形成する。実資が小野宮の邸宅をそのまま受け継いだということは、邸宅だけで

はなく有職故実なども含めた「家」としての小野宮を、実頼の「家」そのものを受け継いだということを表している。代々この邸宅を「家」の意識をもって継承したとまではいえないが、少なくとも実頼から実資へという伝領に関しては、邸宅の伝領と「家」の継承がほぼ同義であったと思われる。実資の「家」意識に関しては、氏、一門、家という観点から論じた服藤早苗「撰関期における「氏」・「家」——「小右記」にみられる実資を中心として——」(『家成立史の研究』一九九一年、校倉書房)もある。

(4) 増田繁夫「源氏物語の結婚と屋敷の伝領」(『論集平安文学 四卷』一九九七年、勉誠社)。

(5) 高橋和夫「源氏物語に見られる邸宅とその伝領について——二条院と六条院」(『源氏物語』の創作過程)一九九二年、右文書院)。

(6) 服藤早苗氏は「婿がねの結婚」(『平安朝の母と子』一九九一年、中央公論社)において、「小右記」や『朝野群載』の記録を根拠に、藤原教通が初めは妻の父である藤原公任の所有する四条宮に妻と共に住んでいたが、後には道長所有の三条の家に妻の両親である公任夫妻と同居していたことを論じている。また、公任夫妻は同居していただけであり、経済面などで援助する

のは公任夫妻の方であり、四条宮など別の邸を所有していたことも確かである。

- (7) 落窪の君が伝領した三条邸については「故上の『こ失はで住みたまへ』。故大宮のいとをかしうて住みたまひし所なれば、いとあはれになむおほゆる」とかへすがへす聞こえ置きたまひしものを、かく目にみすみす領じたまふよ。いかで領ぜさせはてじ」と言へば、男君、「券はありや」とのたまへば、「いとたしかにてさぶらふ。」(二二三頁)と衛門が道頼に、母方を通して落窪の君が地券を所有していることを告げている。「かしこに侍る人の家に侍り。母方の祖父なりける宮の家なりける、つたはりてはべるを」(二二二―二三三頁)と、道頼も父大臣に落窪の君の母方の祖父から伝領した邸宅であることを述べている。また、父の中納言も道頼の妻が落窪の君と知った後は「かの家は、この人の母の家にて、ことわりなりけり」(二三五頁)、「三条の家はわが家かは。本性かの御領なり。」(二八五頁)などと落窪の君の所有を認めている。なお、『落窪物語』の邸宅の伝領については廣田収『落窪物語』における邸第の伝領―平安京における継子苛めの物語―(『人文学』177、二〇〇五年三月)が詳しく論じている。
- (8) 常陸宮邸の窮乏が極まり「この受領どもの、おもしろ

き家造り好むが、この宮の木立を心につけて、放ちたまはせてむやと、ほとりにつきて案内し申さするを、さやうにせさせたまひて、いとかうもの恐ろしからぬ御住まひに、思し移ろはなむ。」(蓬生②三二七―八頁)と女房が邸を売るように勧めるが、未摘花は「かく恐ろしげに荒れはてぬれど、親の御影とまりたる心地する古き住み処と思ふに慰みてこそあれ」と、うち泣きつつ思しもかけず。」(蓬生卷②三二八頁)と邸を手放すことを拒否したため、売買は成立しなかった。

- (9) 法興院については、『大鏡』には「この殿、法興院におはしますことをぞ、こころよからぬ所と、人は、うけ申さざりしかど、…(中略)…さて、つひに殿ばらの領にもならで、かく御堂にはなさせたまへるなめり。」(二四一―二頁)とある。なお、『拾芥抄』には法興院について「二条北京極東、本号 東二条、(兼家公家)「二条関白伝領」とある。

- (10) もちろん、明石一族の集団としての存在がなくなったわけではない。詳しくは別稿で論じることが、明石一族は「家」という集団としてではなく、「筋」という集団として存続する。

- (11) 詳しくは拙稿「夕霧の家と筋」(『人物で読む源氏物語 16 内大臣・柏木・夕霧』二〇〇六年、勉誠出版)にある。

(13) 坂本和子『源氏物語』に於ける家と系譜」(『国学院大
学日本文化研究所紀要』一九七七年三月)。

(13) 頭中将邸と右大臣邸については、藤裏葉巻で頭中将が
自邸に夕霧を招く場面が、花宴巻で右大臣が自邸に光
源氏を招く場面に、藤花の宴であることや和歌などが
類似している。しかし、花宴巻の藤は「寝殿に女一の
宮、女三の宮のおはします、東の戸口におはして、寄
りあたまへり。藤はこなたのつまにあたりてあれば」(①
三六四頁)とあるのに対して藤裏葉巻では「対の前の藤、
常よりもおもしろう咲きてはべるなる」(③四三五頁)
となっている。花宴巻で「おくれ咲く桜二木ぞいと
おもしろき」(①三六三頁)とある桜の描写が藤裏葉
巻にはない。また、朧月夜の住む「二条宮」について
若菜上巻の二例目の破線部「東の対なりけり」は、こ
の場所が光源氏と朧月夜にとって過去を想起させる場
所であること、つまり右大臣邸であることを表してい
る。更に、この少し後の場面でも「花はみな散りすぎ
て、なごりかすめる梢の浅緑なる木立、昔、藤の宴し
たまひし、このころのことなりけりかしと思し出づる。」
(④八二一、三頁)と光源氏が回想している。このように
朧月夜邸が昔の右大臣邸として描かれていることから、
右大臣邸と頭中将邸が同じ邸とは考えられないのであ

る。

(14) 「藤壺のまかてたまへる三条宮に、」(紅葉賀①三二八頁)
とある藤壺の住む三条宮、「三条宮にはべりつるを、」(野
分③二六七頁)とされる大宮の住む三条宮、「みなかの
三条宮の御倉に収めさせたまふ。」(鈴虫④三七九頁)
とある女三の宮の住む三条宮がある。

(15) 頭中将が「二条殿」と通称される邸宅を建造した時期
は『源氏物語』の本文中には語られていないが、弘徽
殿女御が冷泉帝に入内した時には既に「二条殿」に住
んでいたと推定される。「権中納言の御むすめ、その年
の八月に参らせたまふ。祖父殿おたちて、儀式などい
とあらまほし。」(潯標②三〇一頁)と入内時には左大
臣が弘徽殿女御を養女として世話をしており、入内は
父方の左大臣側の人間として行われたことから、対立
していた右大臣邸を里邸にしていたとは考え難い。ま
た、賢木巻の時点では右大臣邸の寝殿には弘徽殿太后
とその腹の女宮達が居住していたこと、まだ健在の弘
徽殿太后の里邸が同じく二条宮であること、弘徽殿女
御は里への退出時には寝殿に滞在していることなどを
考え合わせても、弘徽殿女御の入内時には既に頭中将
は別の邸宅を所有し、弘徽殿女御もその邸宅を里邸と
していたのだと思われる。この後には雲居雁をいずれ

かの対に、近江の君を北の対に引き取っており、柏木が長い間東の対に独り住みしていたことから、頭中将が右大臣邸とは別の邸宅を所有して居住していたといえる。

※『源氏物語』『落窪物語』『うつほ物語』『栄花物語』『大鏡』の本文は新編日本古典文学全集に、『権記』は史料纂集に、『拾芥抄』は改定増補故実叢書に拠る。なお、表記は私的に改めた箇所があり、傍線等は私意に即して付した。

(よしむら・ゆうこ／名古屋大学大学院博士課程後期)